

## ご存知ですか？

国保に加入している世帯主が65歳から74歳までの世帯で、次の両方にあてはまる場合は、原則として特別徴収(年金からの引落)となります。

- ①世帯主が国保に加入しており、世帯内の国保に加入している全員が65歳から74歳であること
- ②世帯主が受給している年金の年額が18万円以上であり、年金から納付される国保税額が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※特別徴収(年金からの納付)ではなくなる場合

- ①切替を申し出た場合

原則、口座振替で納付となります。また、国保税に滞納が無いことが条件となります。なお、申し出後、切替に半年程度かかる場合もありますのでご了承ください。

- ②年度中に75歳の誕生日を迎える場合

- ③年度途中で国保税課税額に変更が生じた場合

# Q&A

## ご質問にお答えします

### 国保に加入・脱退した場合の保険税は？

# Q

私は、今年の5月に社会保険を脱退し、今年の8月に国保への加入届出をしました。国保税はいつから課税になるのでしょうか。また、今年12月に再び社会保険に加入したとすれば、何ヶ月分の国保税を納税することになるのでしょうか。

# A

健康保険は国民皆保険制度で、常に何らかの保険に加入していなければなりません。したがって、あなたの場合、国保税は届出した日からではなく、社会保険を脱退した5月までさかのぼって課税されます。

5月から8月までの間に保険証を持参できないため、医療機関等に医療費の全額(保険診療分)を支払っていた場合は、申請により自己負担分を除いた金額が支給されます。詳しくは国保年金課にお問い合わせください。

また、年度途中で国保を脱退したときは、脱退した月の前月までの国保税が月割りで課税されますので、12月に国民健康保険を脱退すれば5月から11月までの7ヶ月分の国保税を納税することになります。

国保に加入する場合は、社会保険喪失証明書及び顔写真付きの公的な本人確認書類を、脱退する場合は、新しい社会保険証とそれまで使用した国民健康保険証及び顔写真付きの公的な本人確認書類を持参し、本庁市民課・各支所等の窓口で手続きをしてください。

なお、国保への加入届出が遅れますと、最大3年間さかのぼって国保税が課税される場合がありますので、必ず届出を行ってください。

※平成28年1月1日から国民健康保険の加入・脱退等の手続きをするときに、個人番号を確認できるもの(個人番号カード、個人番号通知カード等)が必要になりました。

# 第3章 市税の納付

## ①市税の納め方

市税と国民健康保険税(以下、「市税等」という)を納めるには、銀行やゆうちょ銀行の預(貯)金口座から自動的に振り替えて納める方法(口座振替制度)、金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口で納める方法、納税貯蓄組合をとおして納める方法、クレジットカードを利用する方法があります。

### (1) 口座振替制度

口座振替制度は、金融機関があなたにかわって預(貯)金口座から納期ごと(全期一括納付の場合は第1期の納期)に自動的に振り替えて納税する制度です。

#### ■口座振替はこんなに便利です

- ・納期ごとにわざわざ金融機関などに納めに行く手間が省けます。
- ・忙しくて納めに行けない方、不在がちな方は納め忘れの心配がなくなります。
- ・一度申し込みをすれば、毎年自動的に継続されます。

#### ■口座振替制度の概要

|             |                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手 続 き       | 預貯金をしている金融機関等の窓口で申し込んでください。<br>※申し込みをする際には、申し込まれる方の印鑑と市税の納税通知書、預金(貯金)通帳とその印鑑を必ずご持参ください。                       |
| 取 扱 金 融 機 関 | ①市内にある金融機関等の全国店舗(市税を納める場所と同じです→P48) ※あぶくま信用金庫については、いわき市内店舗のみとなります。<br>②ゆうちょ銀行(郵便局)                            |
| 振 替 開 始 時 期 | ① 金融機関で申し込んだ場合<br>→申し込んだ月の翌月下旬以後に到来する納期分から<br>② ゆうちょ銀行(郵便局)で申し込んだ場合<br>→申し込んだ月の翌々月下旬以後に到来する納期分から              |
| 振 替 日       | 各納期の納期限日(納期の末日)                                                                                               |
| 領 収 書       | 第4期振替後、市税納付済通知書(年度分、国民健康保険税については6期振替後に年間分)が送付されます。<br>※市県民税、固定資産税で全期一括振替の方、及び軽自動車税(種別割)の振替をご利用の方は、振替後に送付されます。 |
| そ の 他       | ※口座の残高不足等の理由により振替ができなかった場合には、再振替は行っておりませんので後日送付される口座振替不能通知書兼納付書で納めてください。                                      |

### ご存知ですか？

いわき市では、昭和63年に「税の完納と振替納税推進都市」を宣言。  
市内の金融機関とタイアップし、その推進を図っています。

## (2) 窓口で納める方法

### ◆市税を納める場所

市税等を納める場所は、次の金融機関窓口です。

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 銀 行       | 東邦銀行、七十七銀行、みずほ銀行、常陽銀行、秋田銀行、福島銀行、大東銀行 |
| 信 用 金 庫   | ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫                    |
| 労 働 金 庫   | 東北労働金庫                               |
| 信 用 組 合   | いわき信用組合、相双五城信用組合                     |
| 農業協同組合    | J A 福島さくら各店                          |
| 福 島 県 漁 連 | 福島県信用漁業協同組合連合会の本店                    |
| ゆうちょ銀行    | 東北6県に所存するゆうちょ銀行及び郵便局                 |

### ◆コンビニ納付の概要について

いわき市では、金融機関の窓口や市役所の他、コンビニエンスストアでも市税等が納付できます。コンビニエンスストアで納付できる納付書にはバーコードが付いており、納期限内であれば曜日や時間に関係無く、全国のコンビニエンスストアで納付することができます。

### ■納めることができる市税等

- ・個人市県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税（普通徴収分）

### ■利用できるコンビニエンスストア等は次のとおりです

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、ポプラ、ハマナスクラブ  
その他：MMK設置店（スーパーマート各店、ヨークベニマル各店、NEWDAYS泉1号店・湯本店、イオンいわき店、ヤマザキYショップ 常磐病院売店・かしま病院店、ウエルシア各店、クスリのアオキ各店、ツルハドラッグ各店、サンデーいわき泉店）

### ■次のような納付書はコンビニエンスストア等では納付できません

- ・納期限が過ぎたもの
- ・バーコードが印字されていないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・バーコードが印字されていても、破損、汚損など、何らかの理由により、コンビニエンスストア各店舗のスキナーで読み取りができないもの

(3) 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、市税等を納期限内に計画的に納めることを目的として、地域や職場の方などが協力して組織する任意団体です。

令和2年3月末現在、いわき市には379組合があり5,436人の方々が加入されています。

■納税貯蓄組合の設立と加入

市税等を納める人が、地域や職場で原則として10人以上集まれば設立することができます。組合をつくるときは、役員や規約を定めて市に届出をすることが必要です。

また、組合への加入脱退は自由です。組合長に申し出てください。なお、新規加入の場合は、同意書の提出が必要となります。詳しくは、本庁もしくは各支所(税務事務所又は税務担当)までお尋ねください。

■納税貯蓄組合に対して交付する奨励金等

| 対 象 税 目       | 交 付 内 容                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人市県民税(普通徴収)  | 1. 組合設立奨励金<br>(1) 新規に組合を設立した時………2,000円+組合員数×100円<br>(2) 既設組合が合併した時………組合員数×100円                                                   |
| 固定資産税・都市計画税   | 2. 組合事務費<br>(1) 基本額<br>ア 納期内納付率90%以上の組合………15,000円<br>イ 納期内納付率90%未満の場合……… 5,000円<br>(ただし、組合員の数10人未満の組合については、上記にかかわらず、5,000円とします。) |
| 軽自動車税(種別割)    |                                                                                                                                  |
| 国民健康保険税(普通徴収) | (2) 組合員割額………組合員数×500円<br>(3) 納付書割額………納期内に納付した納付書の枚数×100円<br>(全期納付用納付書については、当該納付書を期別納付用納付書とみなします。また、口座振替納付分は交付の対象から除きます。)         |

■優良納税貯蓄組合・組合長の表彰

納税成績など優れた功績のあった組合及び組合長を表彰します。

納税組合は10人から設立できます

## (4) クレジットカードでの納付方法

平成28年4月から、パソコン、スマートフォン等からインターネットにアクセスし、必要事項を入力することで、クレジットカードによる納付ができるようになりました。

### ■納めることができる市税等

- ・個人市県民税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税（普通徴収）

### ■利用できない納付書

- ・納期限が過ぎた納付書（納期限は、条例により税目ごとに規定された日）
- ・「確認番号」欄が「\*\*\*\*」で表示されている納付書

### ■決済手数料

お支払になるには、次の決済手数料がかかります。Yahoo! 公金支払いを利用したお支払い1件の手数料は次のとおりです。

| 納付金額     | 決済手数料（税別） |
|----------|-----------|
| ～10,000円 | 50円       |
| ～20,000円 | 150円      |
| ～30,000円 | 250円      |
| ～40,000円 | 350円      |
| ～50,000円 | 450円      |

以降、納付金額が10,000円増えるごとに100円（税別）が加算されます。

### ■利用方法

- ・「Yahoo!公金支払い」にアクセスし、画面に従って手続きしてください。

### ■注意事項

- ・市役所、金融機関及びコンビニエンスストア窓口では、クレジットカードによるお支払いはできません。（インターネット限定のサービスです。）
- ・一度手続きを行っても、その後の納税が自動的にクレジット決済となるものではありません。期別ごとに毎回手続きが必要です。
- ・いわき市からは領収書、納付済通知書は発行しませんので、使用した納付書とクレジットカード会社が発行する利用明細書などにてご確認ください。領収書が必要な方は、クレジットカード以外の納付方法（金融機関・コンビニエンスストア等）をご利用ください。
- ・パソコンのインターネット接続費やスマートフォンのパケット通信料は利用者負担となります。

## ②納期

市税等の納期は次の表のとおりになっています。

| 納期月 | 個人市県民税<br>(普通徴収) | 固定資産税<br>都市計画税 | 軽自動車税<br>(種別割) | 国民健康保険税<br>(普通徴収) |
|-----|------------------|----------------|----------------|-------------------|
| 4月  |                  | 第1期            |                |                   |
| 5月  |                  |                | 全期             |                   |
| 6月  | 第1期              |                |                |                   |
| 7月  |                  | 第2期            |                | 第1期               |
| 8月  | 第2期              |                |                | 第2期               |
| 9月  |                  |                |                | 第3期               |
| 10月 | 第3期              |                |                | 第4期               |
| 11月 |                  |                |                | 第5期               |
| 12月 |                  | 第3期            |                | 第6期               |
| 1月  | 第4期              |                |                | 第7期               |
| 2月  |                  | 第4期            |                | 第8期               |
| 3月  |                  |                |                |                   |

### ●納期限日

納期限日は納期月の末日（12月は25日）となっています。ただし、納期月の末日（12月は25日）が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が納期限日となります。